

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>3. レディーミクストコンクリート標準仕様基準 (P153)</p> <p>○「レディーミクストコンクリート標準仕様基準」の改正</p>	<p style="text-align: center;">レディーミクストコンクリート標準仕様基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>表中については 別紙「レディーミクストコンクリート標準仕様基準 新旧対照表」のとおり</p> </div> <p>備考) 1. 空気量は4.5%，AEコンクリートを標準とする。  <u>2. 本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。</u>  <u>3. 粗骨材最大寸法は、J I S A 5308による最大寸法の規定である。(ex. 最大寸法 25mm の場合、25mm、20mm のいずれも使用可能)</u>  <u>4. セメントの種類は参考である。なお、特定調達品目の高炉セメントを標準とするが、供給能力、気象・現場条件、緊急性等を勘案のうえ決定すること。</u>  <u>また、高炉セメント（B種）を使用するコンクリートについては、寒中コンクリート施工となることが予想される11月1日から翌年3月31日までは、協議のうえ普通ポルトランドセメントを使用することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">レディーミクストコンクリート標準使用基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>表中については 別紙「レディーミクストコンクリート標準仕様基準 新旧対照表」のとおり</p> </div> <p>備考) 1. 空気量は4.5%，AEコンクリート___とする。</p> <p><u>2. 高炉セメント（B種）を使用するコンクリートについては、寒中コンクリート施工となることが予想される11月1日から翌年3月31日までは、協議のうえ普通ポルトランドセメントを使用することができる。</u>  <u>3. 区分番号⑩PC（軽荷重用プレテン桁）中詰は、ストレスを導入しないRC構造物等の軽荷重用桁の中詰の場合とする。</u>  <u>4. 本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。</u></p>

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
7. 建設リサイクルガイドライン（P249～252）	建設リサイクルガイドライン  平成30年2月15日改正	建設リサイクルガイドライン  平成28年11月10日改正
○「CREDas（建設リサイクルデータ統合システム）」の廃止、「COBRIS（建設副産物情報交換システム）」適用に伴い、改正	（略）  2. リサイクルの徹底に向けた検討・調整等 対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。 (1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点 ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。 ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。 ・検討・調整に際しては、 <u>建設発生土の官民有効利用試行マッチングホームページ</u> （URL <a href="http://matching.recycle.jacic.or.jp">http://matching.recycle.jacic.or.jp</a> ）の活用を図るほか、必要に応じて福島県建設副産物会議幹事会（ブロック会議）を開催し、意見聴取を行う。  （略）  (4) 工事完了時点 ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、その写しを設計書に添付するとともに、CREDas（建設リサイクルデータ統合システム）またはCOBRIS（建設副産物情報交換システム）データを半年間保管する。 <u>※ CREDas（建設リサイクルデータ統合システム）は、平成29年度をもって廃止。</u>	（略）  2. リサイクルの徹底に向けた検討・調整等 対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。 (1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点 ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。 ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。 ・検討・調整に際しては、 <u>グループウェア電子掲示板の「建設発生土・不足土情報交換」</u> の活用を図るほか、必要に応じて福島県建設副産物会議幹事会（ブロック会議）を開催し、意見聴取を行う。  （略）  (4) 工事完了時点 ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、その写しを設計書に添付するとともに、CREDas（建設リサイクルデータ統合システム）_____データを半年間保管する。 <u>※ _____</u>
	3. リサイクル実施状況の取りまとめ 完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、福島県建設副産物対策会議事務局が半年毎に県全体を取りまとめ・集計し、集計結果を各ブロック幹事長（建設事務所業務担当部長）に通知する。 したがって、各建設事務所の建設副産物担当者は、半年毎に個別集計表（CREDasデータまたはCOBRISデータ）を事務局に提出すること。提出時期は、	3. リサイクル実施状況の取りまとめ 完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、福島県建設副産物対策会議事務局が半年毎に県全体を取りまとめ・集計し、集計結果を各ブロック幹事長（建設事務所業務担当部長）に通知する。 したがって、各建設事務所の建設副産物担当者は、半年毎に個別集計表（CREDasデータ_____）を事務局に提出すること。提出時期は、

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
	<p>4月及び10月とする。</p> <p>4. その他  <u>工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。</u></p> <hr/> <p>施行 平成11年3月26日（11土検第104号）                      改正 平成14年5月29日（14土検第160号）                      改正 平成15年7月1日（15企技第2159号）                      改正 平成16年6月28日（16企技第1131号）                      改正 平成20年6月25日（20企技第555号）                      改正 平成28年11月10日（28企技第996号）  <u>改正 平成30年2月15日（29企技第1427号）</u></p>	<p>4月及び10月とする。</p> <p>4. その他  <u>(1) 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。</u>  <u>(2) 改正後のガイドラインについては、平成20年7月1日以降運用を開始する。</u></p> <hr/> <p>施行 平成11年3月26日（11土検第104号）                      改正 平成14年5月29日（14土検第160号）                      改正 平成15年7月1日（15企技第2159号）                      改正 平成16年6月28日（16企技第1131号）                      改正 平成20年6月25日（20企技第555号）                      改正 平成28年11月10日（28企技第996号）</p> <hr/>

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>建設リサイクルガイドラインのフローチャート (P254)</p> <p>○「CREDas（建設リサイクルデータ統合システム）」の記載の削除</p>	<p style="text-align: center;">建設リサイクルガイドラインのフローチャート</p> <p style="text-align: center;">7. 建設リサイクルガイドライン</p> <p>※報告内容 (様式-1, 様式-2) (完了検査予定表によりチェック)</p> <p>※詳細は別紙「フロー図参照」</p> <p>知事又は福島市長、郡山市長、いわき市長</p>	<p style="text-align: center;">建設リサイクルガイドラインのフローチャート</p> <p style="text-align: center;">7. 建設リサイクルガイドライン</p> <p>※報告内容・CREDasデータ (様式-1, 様式-2)</p> <p>※詳細は別紙「フロー図参照」</p> <p>知事又は福島市長、郡山市長、いわき市長</p>

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）																																																																																																																																
建設リサイクル法第11条に基づく通知先及び通知受付先一覧 (P256) ○会津若松市の連絡先訂正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事箇所</th> <th>通知先</th> <th>通知受付先</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会津若松市</td> <td>会津若松市長</td> <td>会津若松市役所都市計画課</td> <td>0242-39-1261</td> </tr> </tbody> </table>	工事箇所	通知先	通知受付先	電話	会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	0242-39-1261	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事箇所</th> <th>通知先</th> <th>通知受付先</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会津若松市</td> <td>会津若松市長</td> <td>会津若松市役所都市計画課</td> <td>0249-39-1261</td> </tr> </tbody> </table>	工事箇所	通知先	通知受付先	電話	会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	0249-39-1261																																																																																																																
	工事箇所	通知先	通知受付先	電話																																																																																																																														
会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	0242-39-1261																																																																																																																															
工事箇所	通知先	通知受付先	電話																																																																																																																															
会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	0249-39-1261																																																																																																																															
第6号様式 リサイクル阻害要因説明書 (P263, 264) ○目標値改正に伴う訂正	<p>I. 建設資材利用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由</th> <th>建設発生土 [ 80%以上 ]</th> <th>砕石<sup>(※1)</sup> [ 100% ]</th> <th>アスファルト混合物<sup>(※2)</sup> [ 100% ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生材の供給場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生材の規格が仕様と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>II. 建設副産物搬出計画・実績</p> <p>1. 建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由</th> <th>建設発生土 [ 80%以上 ]</th> <th>コンクリート塊 [ 100% ]</th> <th>アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他に再利用できる場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再利用できる現場の要求する規格と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質が混入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化施設がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 建設汚泥，建設発生木材，建設混合廃棄物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由</th> <th>建設汚泥 [ 90%以上 ]</th> <th>建設発生木材 [ 95%以上 ]</th> <th>建設混合廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他に再利用できる場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再利用できる現場の要求する規格と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質が混入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化施設がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 80%以上 ]	砕石 <sup>(※1)</sup> [ 100% ]	アスファルト混合物 <sup>(※2)</sup> [ 100% ]	再生材の供給場所がない				再生材の規格が仕様と適合しない				その他（下の括弧内に記入）				[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 80%以上 ]	コンクリート塊 [ 100% ]	アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]	他に再利用できる場所がない				再利用できる現場の要求する規格と適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他（下の括弧内に記入）				[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 [ 90%以上 ]	建設発生木材 [ 95%以上 ]	建設混合廃棄物	他に再利用できる場所がない				再利用できる現場の要求する規格と適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他（下の括弧内に記入）				<p>I. 建設資材利用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由</th> <th>建設発生土 [ 85% ]</th> <th>砕石<sup>(※1)</sup> [ 100% ]</th> <th>アスファルト混合物<sup>(※2)</sup> [ 100% ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生材の供給場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生材の規格が仕様と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>II. 建設副産物搬出計画・実績</p> <p>1. 建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由</th> <th>建設発生土 [ 85% ]</th> <th>コンクリート塊 [ 100% ]</th> <th>アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他に再利用できる場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再利用できる現場の要求する規格と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質が混入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化施設がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 建設汚泥，建設発生木材，建設混合廃棄物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由</th> <th>建設汚土 [ 80% ]</th> <th>建設発生木材 [ 95% ]</th> <th>建設混合廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他に再利用できる場所がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再利用できる現場の要求する規格と適合しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有害物質が混入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化施設がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（下の括弧内に記入）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 85% ]	砕石 <sup>(※1)</sup> [ 100% ]	アスファルト混合物 <sup>(※2)</sup> [ 100% ]	再生材の供給場所がない				再生材の規格が仕様と適合しない				その他（下の括弧内に記入）				[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 85% ]	コンクリート塊 [ 100% ]	アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]	他に再利用できる場所がない				再利用できる現場の要求する規格と適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他（下の括弧内に記入）				[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設汚土 [ 80% ]	建設発生木材 [ 95% ]	建設混合廃棄物	他に再利用できる場所がない				再利用できる現場の要求する規格と適合しない				有害物質が混入している				再資源化施設がない				その他（下の括弧内に記入）			
[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 80%以上 ]	砕石 <sup>(※1)</sup> [ 100% ]	アスファルト混合物 <sup>(※2)</sup> [ 100% ]																																																																																																																															
再生材の供給場所がない																																																																																																																																		
再生材の規格が仕様と適合しない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		
[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 80%以上 ]	コンクリート塊 [ 100% ]	アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]																																																																																																																															
他に再利用できる場所がない																																																																																																																																		
再利用できる現場の要求する規格と適合しない																																																																																																																																		
有害物質が混入している																																																																																																																																		
再資源化施設がない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		
[ ]内：H30目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 [ 90%以上 ]	建設発生木材 [ 95%以上 ]	建設混合廃棄物																																																																																																																															
他に再利用できる場所がない																																																																																																																																		
再利用できる現場の要求する規格と適合しない																																																																																																																																		
有害物質が混入している																																																																																																																																		
再資源化施設がない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		
[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 再生資源利用率の目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 85% ]	砕石 <sup>(※1)</sup> [ 100% ]	アスファルト混合物 <sup>(※2)</sup> [ 100% ]																																																																																																																															
再生材の供給場所がない																																																																																																																																		
再生材の規格が仕様と適合しない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		
[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 [ 85% ]	コンクリート塊 [ 100% ]	アスファルト・コンクリート塊 [ 100% ]																																																																																																																															
他に再利用できる場所がない																																																																																																																																		
再利用できる現場の要求する規格と適合しない																																																																																																																																		
有害物質が混入している																																																																																																																																		
再資源化施設がない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		
[ ]内：H22目標値，( )内：達成値 目標値を達成できない理由	建設汚土 [ 80% ]	建設発生木材 [ 95% ]	建設混合廃棄物																																																																																																																															
他に再利用できる場所がない																																																																																																																																		
再利用できる現場の要求する規格と適合しない																																																																																																																																		
有害物質が混入している																																																																																																																																		
再資源化施設がない																																																																																																																																		
その他（下の括弧内に記入）																																																																																																																																		

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>12. 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（P461～470）</p> <p>○「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の改正に伴い、改正</p>	<p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月26日 改正 平成30年1月18日</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第5 事業者が講ずることが望ましい事項</p> <p>1 切羽の立入禁止措置</p> <p>事業者は、肌落ちによる労働災害を防止するため、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。また、この措置を実効性のあるものとするため、切羽における作業はでき限り機械等行うようにし、<u>既に一般化している浮石落しの機械化や機械掘削の採用にとどまらず、例えば、装薬作業の遠隔化、支保工建込み作業等の完全な機械化等を積極的に進めること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 肌落ち防止計画の作成</p> <p>（2）肌落ち防止計画</p> <p>以下の事項を含む肌落ち防止計画作成すること。</p> <p>ア 肌落ち防止対策</p> <p>（1）の地山事前調査結果に適応した肌落ち防止対策（第6及び第7）を参考にする。</p> <p>イ切羽の監視</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>また、監視方法については切羽で作業が行われる間、切羽を常時監視すること含む。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第5 事業者が講ずることが望ましい事項</p> <p>1 切羽の立入禁止措置</p> <p>事業者は、肌落ちによる労働災害を防止するため、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。また、この措置を実効性のあるものとするため、切羽における作業はでき限り機械等行うように<u>すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 肌落ち防止計画の作成</p> <p>（2）肌落ち防止計画</p> <p>以下の事項を含む肌落ち防止計画作成すること。</p> <p>ア 肌落ち防止対策</p> <p>（1）の地山事前調査結果に適応した肌落ち防止対策（第6及び第7を参考にする）。</p> <p>イ切羽の監視</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>また、監視方法については切羽で作業が行われる間は、切羽を常時監視すること含む。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
	<p>3 肌落ち防止計画の実施及び変更                      (1) 切羽の調査                          イ 切羽の観察結果の記録                              アの切羽の観察結果を記録し、切羽評価点を算定し、<u>地山等級を査定し、適切な支保パターンを選定すること。</u></p> <p>    ウ 計画の適否の確認                              ア及びイの切羽の調査結果及び地山等級の査定結果から得られる地山等級と設計時の地山等級及び支保パターンを比較し、同計画の適否を確認すること。なお、<u>地山等級が高い場合であっても、切羽に脆弱な部分が生じているおそれがあるので、留意すること。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 切羽監視責任者の選任等                      (1) 切羽監視責任者の選任                          事業者は掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽で作業が行われる間、切羽の状態を常時監視させること。このとき、<u>切羽監視責任者は、原則として専任とするが、トンネルの標準掘削全断面積が概ね50m<sup>2</sup>未満であって、切羽監視責任者と車両系建設機械との接触防止等の安全確保措置の実施が困難な場合には、ずい道等掘削作業主任者等が切羽監視責任者を兼任して差し使えないこと。</u>なお、<u>発破の点火やズリ出し等切羽に労働者が接近しない作業工程においては、切羽監視責任者による常時監視は要しないこと。</u></p> <p>        また、事業者は、<u>選任した切羽監視責任者を関係労働者に周知すること。</u>なお、切羽監視責任者は労働安全衛生規則第382条に定める点検者と同じ者を選任することを妨げないこと。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 切羽監視責任者の職務                          切羽監視責任者は、<u>切羽で作業が行われる間、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。</u></p> <p>        監視の結果、<u>肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。</u></p>	<p>3 肌落ち防止計画の実施及び変更                      (1) 切羽の調査                          イ 切羽の観察結果の記録                              アの切羽の観察結果を記録し、切羽評価点を算定し、地山等級を査定_____すること。</p> <p>    ウ 計画の適否の確認                              ア及びイの切羽の調査結果及び地山等級の査定結果から得られる地山等級と設計時の地山等級_____を比較し、同計画の適否を確認すること。_____</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 切羽監視責任者の選任等                      (1) 切羽監視責任者の選任                          事業者は掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽で作業が行われる間、切羽の状態を_____監視させるとともに、_____</p> <p>        _____選任した切羽監視責任者を関係労働者に周知すること。なお、切羽監視責任者は労働安全衛生規則第 382 条に定める点検者と同じ者を選任することを妨げないこと。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 切羽監視責任者の職務                          切羽監視責任者は、_____2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。</p> <p>        監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。</p>

共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
	<p><u>5 掘削時の留意事項</u>  <u>地山を掘削した場合、掘削された面の力が解放され、また、掘削面周辺の地山に作用している力が再配分されることから、地山が不安定化することがある。このため、掘削断面積を減少させ、力が解放される領域をできる限り少なくさせることが重要であり、以下の方法を検討することが望ましいこと。</u></p> <p><u>(1) ベンチカット工法</u>  <u>地山の掘削を行う際は、掘削断面積をなるべく小さくすることが重要である。このため、60m<sup>2</sup>以上の断面積を有するトンネルの掘削においては、トンネルを上段と下段とに分け、上段を先行して掘削することにより、1回あたりの掘削断面積を小さくするベンチカット工法の採用を検討すること。また、その際にはトンネルの断面積、地山の状態等を踏まえ、適切なベンチカットの方法を検討すること。</u>  <u>なお、迅速に地山の安定を図る必要がある場合には、早期にトンネル内空を閉合するため、全断面工法、補助ベンチ付き全断面工法等の採用についても検討すること。</u></p> <p><u>(2) 核残し</u>  <u>核残しは、鏡の中央から下方向にかけての地山を残し、周辺部分の掘削を先行させる方法であるが、切羽の崩壊が発生した場合に、崩落する岩塊の体積を減少させることができ、また、残した核の部分が鏡を抑える効果を有するので、地山の状態が悪い場合はその実施を検討すること。</u></p> <p>第6 具体的な肌落ち防止対策</p> <p>1 肌落ち防止対策の種類</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(9) その他の工法  <u>トンネルを掘削する経路上に遮水層、帯水層等が存在する場合は、水抜きボーリング、薬液注入工法（地上からの注入を含む。）等の実施を検討すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第6 具体的な肌落ち防止対策</p> <p>1 肌落ち防止対策の種類</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(9) その他の工法  <u>水抜きボーリング等がある。</u></p>



共通仕様書 土木工事編Ⅲ（平成29年10月1日）新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7 肌落ち防止対策の実施に係る留意事項</p> <p>2 肌落ち防止対策            事業者は、肌落ち災害防止対策を実施するときは、次の事項に留意すること。            (1) 鏡吹付け            鏡吹付けの施工に当たっては、地山の状態に応じて、適切な吹付け厚さを確保する必要がある。例えば、地山等級Ⅲ又はCクラスでは30mm、地山等級Ⅱ又はDクラス以下では50mmの鏡吹付け厚さを最低限確保する必要があること。なお、鏡吹付けにより、肌落ちを完全には防止できないため、併せて、<u>事前に浮石落しを実施するとともに、切羽変位計測等、その他の肌落ち防止対策についても検討すること。</u>また、湧水がある場合、水抜き・さぐり穿孔又は水抜きボーリング等を実施し、事前に切羽から水分をできる限り除去し、吹付けコンクリートを地山に十分に付着させる必要があること。            (2) 鏡ボルト            鏡ボルトの施工にあたっては、自立の困難な切羽における作業となることが多いため、鏡吹付けとの併用が望ましいこと。            鏡吹付けと併用した場合、鏡ボルトの打設中、吹付けコンクリートのひび割れの発生及び進行に十分注意すること。            なお、地山等級Ⅲ又はCクラスでは、鏡ボルトの打設間隔は1.8メートル程度、地山等級Ⅱ又はDクラスでは1.5メートル程度、地山等級Ⅰ又はEクラスでは1.2メートル程度とすることを基本とし、地山の状況に応じて検討すること。  <u>また、地山の層が切羽の鏡に平行となっている場合には、鏡の大部分が崩壊する大規模な肌落ちが発生するおそれがあり、これを防止するには鏡ボルトが有効な手法と考えられることから、地山の状態を踏まえ、積極的に検討すべきものであること。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7 肌落ち防止対策の実施に係る留意事項</p> <p>2 肌落ち防止対策            事業者は、肌落ち災害防止対策を実施するときは、次の事項に留意すること。            (1) 鏡吹付け            鏡吹付けの施工に当たっては、地山の状態に応じて、適切な吹付け厚さを確保する必要がある。例えば、地山等級Ⅲ又はCクラスでは30mm、地山等級Ⅱ又はDクラス以下では50mmの鏡吹付け厚さを最低限確保する必要があること。なお、鏡吹付けにより、肌落ちを完全には防止できないため、併せて、<u>_____浮石落しを実施するとともに、切羽変位計測等、その他の肌落ち防止対策についても検討すること。</u>また、湧水がある場合、水抜き・さぐり穿孔又は水抜きボーリング等を実施し、事前に切羽から水分をできる限り除去し、吹付けコンクリートを地山に十分に付着させる必要があること。            (2) 鏡ボルト            鏡ボルトの施工にあたっては、自立の困難な切羽における作業となることが多いため、鏡吹付けとの併用が望ましいこと。            鏡吹付けと併用した場合、鏡ボルトの打設中、吹付けコンクリートのひび割れの発生及び進行に十分注意すること。            なお、地山等級Ⅲ又はCクラスでは、鏡ボルトの打設間隔は1.8メートル程度、地山等級Ⅱ又はDクラスでは1.5メートル程度、地山等級Ⅰ又はEクラスでは1.2メートル程度とすることを基本とし、地山の状況に応じて検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>